

農地の権利を有する法人は
事業状況等の報告
が**毎年必要**です！

(農地法第6条及び第6条の2)

対象者

- ・ 農地の権利を有する農地所有適格法人
- ・ リース方式で農地を借りている法人

報告先

農地の所在する市町村の農業委員会

報告期限

毎事業年度終了後から **3 か月以内**

※農地所有適格法人が報告を行わなかった場合、30万円以下の過料が科される可能性があります。



報告様式や届出方法については、管轄の農業委員会へご確認ください。

農林水産省HPで法人が農地を取得するための要件や要件に係る特例、参入実績などの情報を発信しています。

法人の農地取得

